

令和7年9月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和7年9月22日 午後 2時00分 日光市役所本庁舎会議室

出席農業委員	11名
	1番 川村 耕一 2番 沼尾 綾乃 3番 池田 雄一 4番 阿久津一男
	5番 川村 光代 6番 渡邊 毅 7番 小池 毅 8番 手塚 幸子
	9番 神山 守 10番 佐藤 修一 11番 吉原 浩之
欠席農業委員	なし
出席推進委員	17名
	12番 大嶋 明男 13番 秋元 光藏 14番 北山 隆 15番 伏木 俊夫
	16番 大島一比古 17番 酒主 学 18番 福田 重勝 19番 星野 由紀夫
	20番 福田 正明 21番 佐々木俊久 22番 大貫 宣秀 23番 西巻 光次
	24番 福田 浩一 25番 福田 隆夫 26番 大島 昭吾 27番 村上 隆
	28番 富田 順子
欠席推進委員	29番 青木 容子
傍聴人	なし
事務局	局長 大嶋 正浩 係長 吉澤 喜代子 副主幹 佐藤 達起 主査 鶴見 英明
農業公社	局長 常盤 紀生

第1	—	議事録署名人の指名
第2	—	会期の決定
第3	報告第20号	農地法第5条の規定による許可書の交付について
第4	報告第21号	農地法第18条(通知)について
第5	報告第52号	農地法第5条の規定による許可申請について
第6	議案第53号	非農地判断願いについて
第7	議案第54号	非農地証明願いについて
第8	議案第55号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

局長	日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。よろしくお願ひいたします。
	はじめに、本日の出席委員は、農業委員11名全員であります。
	農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。
	推進委員につきましては、18名中17名の出席であります。推進委員の青木容子委員から欠席する旨の届け出がありました。
	なお、本日の傍聴人はいらっしゃいません。
小池毅議長	それでは、ただ今から、令和7年9月 日光市農業委員会総会を開会いたします。
	本日の議事日程について、事務局長が朗読します
局議長	(議事日程を朗読)
	それでは、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。
	議事録署名人については、私、議長において指名したいと思います。
	1番 川村 耕一委員、2番 沼尾 綾乃委員を指名いたします。
議長	続いて、日程第2「会期の決定」を行います。
	本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思います。これに異議はございませんか。
	(「異議なし」の声あり)

		異議なしと認め、よって本総会の会期は本日1日限りとすることに決します。
議長		日程第3、報告第20号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 (佐藤副主幹挙手) はい、佐藤副主幹。 総会資料1ページをお開きください。 報告第20号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。先月許可書を交付しました5条申請案件は2件ございました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は資料のとおりです。総会審議日は令和7年8月20日。許可書につきましては、令和7年8月20日付け。指令番号日農委指令第5-26号及び27号で交付しております。以上です。
議長		報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。 (「なし」の声あり) それでは次に移ります。
議長		日程第4、報告第21号「農地法第18条（通知）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 (鶴見主査挙手) はい、鶴見主査。 報告第21号「農地法第18条（通知）について」ご説明いたします。 総会資料は2ページになります。本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があつたことの報告となります。 渡人、受人の住所、氏名及び土地の表示、解約理由等は資料のとおりです。 件数は2件で、1番、2番とも市農業公社の貸借権の解約となります。 以上、ご報告いたします。
議長		同じく報告ではございますが、質問等ございましたらお受けいたします。 (「なし」の声あり) それでは、次に移ります。
渡邊委員長		日程第5、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 今月の現地調査は情報発信活動部会が担当しております。 はじめに、渡邊部会長から全体説明をお願いします。 (渡邊委員挙手) はい、渡邊部会長。 今月は情報発信活動部会が担当いたしました。9月18日に2班体制で現地調査を行いました。1班は沼尾綾乃委員、福田重勝委員が担当し、2班につきましては北山隆委員、福田隆夫委員、私、渡邊が担当いたしました。 案件の内容ですが、5条申請が3件、非農地判断が1件、非農地証明が2件です。 5条の1番と2番を福田隆夫委員、5条の3番と非農地判断を北山委員、非農地証明の1番を沼尾綾乃委員、2番を福田重勝委員が担当いたします。以上です。
議長		それでは、番号1番について担当委員の報告を求めます。 (福田隆夫委員挙手) はい、福田隆夫委員。 私は、総会資料3ページ議案第52号の1番を担当しました。本申請は日光市板橋地内において、売買を目的として転用する案件です。申請人及び申請地等は資料通りです。 案内図による説明。申請地は板橋地内、上板橋公民館から北へ約200メートルに

	位置しています。
	公図による説明。登記簿地目は畠、現況は畠です。周囲の状況は、東側は山林、西側は赤道、青地、南側は青地、北側は畠です。2筆あります。
	土地利用図による説明。現地には譲渡人本人と譲受人の代理人が立ち会いました。申請地を太陽光パネル設置に利用する計画で、ポールが立ててありました。
	申請理由ですが、譲受人は、宮城県仙台市に本店をおき、風力、太陽光発電、電力蓄電装置の販売、加工を主な業務とする、平成23年に設立された、資本金9,900万円の法人です。今回、申請地の所有者に同意を得ることができたため、太陽光発電設備用地として譲受け、利用したく申請に至りました。敷地内に180枚の太陽光パネルを設置する計画です。給排水はありません。雨水は敷地内自然浸透です。周囲にはフェンスを設置します。
	写真による説明ですが、こちらが今度設置する場所の入り口側になります。こちら側が公民館です。譲渡人が伐採したから歩けますが、草や篠竹がかなり生えていました。太陽光パネルを設置するに至って、隣接青地の木が敷地内に伸びていたため、国に伐採届を出して承諾を得て伐採しました。
	発電50キロ未満で12月開始予定になっております。全体的に緩い傾斜地になっていますが、土を入れるなどはせずに、現況に合わせてパネルを設置するそうです。
	以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	それでは、次に現地調査後の検討、協議の結果について、部会から報告をお願いします。
	(渡邊委員挙手)
	はい、渡邊部会長
渡邊委員	調査後、部会内で検討いたしましたが、特には問題ないだろうということで、許可相当と判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	それでは、担当部会以外の皆様方のご意見、ご質問等をお受けいたします。
	よろしいでしょうか。
	(「なし」の声あり)
議長	それでは、質疑を集結し採決いたします。
	番号1番について、原案の通り許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
	はい、挙手全員であります。
	よって、番号1番は原案のとおり許可することに決しました。
議長	続きまして、番号2番について、担当委員の報告を求めます。
	(福田隆委員挙手)
	はい、福田委員。
福田隆委員	私は、総会資料3ページ議案第52号の2番を担当しました。本申請は日光市木和田島地内において売買により道路を目的として転用する案件です。申請人、及び申請地等は資料のとおりです。
	申請地は木和田島地内、猪倉小学校から北へ約1キロメートルに位置しています。
	公図による説明。登記簿地目は田、畠。現況は田です。2筆あります。周囲の状況は、東側は原野、西側は道路、市道、南側と北側は田畠です。
	土地利用図による説明。現地には譲渡人、譲受人と代理人が立ち会いました。申請地を道路に利用する計画で、ポールが立ててありました。
	申請理由ですが、譲受人は東京都中央区に本店を置き、陳列器具の制作、販売、インテリア商品の製作販売等を主な業務とする、昭和49年に設立された資本金2億5,600万円の法人です。申請地の南側には工場、倉庫の建設を計画しており、申請地は、その進入路として整備するものです。

土地利用計画です。開発区域全体の面積は進入路部分も含め、49,932.31平方メートル。申請地に県道と西側の市道を結ぶ幅員9メートルの道路を整備する計画で、歩道を入れますと11メートルになります。給排水はありません。雨水は、こちらに浸透槽を設置しまして、そちらに流すそうです。周囲にはL型の擁壁及び街渠、ガードレールを設置します。

総事業費は約43億円。うち、道路整備に伴う費用は5,000万円を見込んでおります。これらは自己資金により賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。

写真による説明。こちらは大沢から猪倉方面に向かう県道が走っています。こちらに道路を開ける計画で、歩道幅2メートル、車道幅9メートル、全体で11メートル幅の道路を計画しております。上の田と下の田とで段差があり、ここを土盛りしまして、道路にする計画です。道路建設で盛土する土は、今回の工事で工場・倉庫を設置する際に出た同地内の発生土を利用するそうです。接続される市道ですが、車1台がすれ違うのがやっとの市道です。こちらも幅員、歩道を含めて11メートルに拡張する計画になっておりまして、こちら左側は市道と青地になっていますが、工事の際はこちらも利用して、通行止めはせずに交通に支障がないように工事を進めるそうです。

以上のことから周りに及ぼす影響もないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 それでは、番号2番について、現地調査後の検討、協議の結果について部会報告をお願いします。

(渡邊委員挙手)

はい、渡邊部会長

調査後の部会内での検討ですが、これにつきましても特に問題はないだろうということで、許可相当と判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 担当部会以外の皆様方のご意見ご質問等をお受けいたします。

(大貫委員挙手)

はい、大貫委員。

総会で承認された場合ですが、こちらについては、都市計画法の開発許可申請、森林法の林地開発の許可申請が関連しているということですが、農地法の許可も他の許可と同日で許可する予定でしょうか。

(佐藤副主幹挙手)

はい、佐藤副主幹。

都市計画法の開発許可は同日の予定です。森林法につきましても、同日が望ましいのですが、少し時間がかかるということですので、都市計画法と農地法が先行をして許可を出す予定です。

許可が出たら、工事の施工は許可することですか。

そうですね。

わかりました。

他に何かご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

採決に移りたいと思います。

番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって番号2番は原案のとおり許可することに決します。

議長	続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。 (北山委員挙手)
北山委員	はい、北山委員。 私は、総会資料3ページ議案第52号の3番を担当しました。本申請は日光市板橋地内において、売買による太陽光発電設備を目的とした5条申請です。申請人、及び申請地等は資料の通りです。
	案内図による説明。申請地は落合中学校から北東へ1.2キロメートルに位置しています。農地区分は第2種農地であり、農振農用地には該当しません。
	公図による説明。登記簿地目は畠、現況も畠です。周囲の状況は、東側は山林、西側は赤道、南側は畠、北側は赤道です。
	土地利用図による説明。現地には行政書士が立ち会いました。譲受人は神奈川県相模原市に本店を置き、太陽光発電による電気の供給および販売等を主な業務とする、平成23年に設立された、資本金2,000万円の法人です。
	今回は、申請地の所有者の同意を得ることができたため、太陽光発電設備用地として譲り受け、利用したく申請に至りました。敷地内には180枚の太陽光パネルを設置する計画です。給排水はありません。雨水は敷地内自然浸透処理です。周囲にはフェンスを設置します。
	現地調査による説明。境界がはっきりして、四隅に境界が設置されておりました。地ならしがしてあります、きれいになっております。以上のことから周囲に及ぼす影響もないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	それでは、現地調査後の検討、協議の結果について、担当部会より報告をお願いします。 (渡邊委員挙手)
渡邊委員	調査後の検討ですが、これにつきましても、特に問題はないだろうということで、許可相当と判断いたしましたので、ご審議のほどお願ひいたします。
議長	それでは、担当部会以外の皆様方より、ご意見ご質問等をお受けいたします。 よろしいですか。 (「なし」の声あり)
議長	それでは質疑を集結し採決いたします。 番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
	はい、挙手全員であります。 よって、番号3番は原案のとおり許可することに決します。
議長	続きまして、日程第6、議案第53号「非農地判断願について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。 (北山委員挙手)
北山委員	はい、北山委員。 私は、総会資料4ページ議案第53号の1番を担当しました。本申請は日光市木和田島地内において、原野として利用しております。願出人、願出地等は資料の通りです。
	案内図による説明。願い出地は、JR下野大沢駅から南東へ500メートルに位置しております。
	公図による説明。願い出地は2筆で何れも、登記簿地目は原野です。土地利用図による説明。願出地は行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。願出地は平成7年頃から耕作放棄され原野となっている状況です。

		空中写真による説明。平成7年撮影の空中写真が添付されており、30年以上原野、山林として経過しております。
		現地調査の写真による説明。現場は栗の木や草が生えて荒れている状態になっております。
		以上のことから証明することに問題がないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長		それでは、現地調査後の検討、協議の結果について担当部会より報告願います。 (渡邊委員挙手)
渡邊委員		はい、渡邊部会長。
		調査後、部会内で検討いたしましたが、説明のとおりで、農地への再生は困難であると判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長		それでは、担当部会以外の皆様からの、ご意見ご質問等をお受けいたします。 (川村光委員挙手)
川村委員		はい、川村委員。
		登記簿地目は原野ということなので、税務課が確認して現況を見直せば済むかなという気がしたのですけれど。畠に現況がなっているということなのですから、非農地判断しなくちゃならない理由、事案が発生したのですかね。
議長		(鶴見主査挙手) はい、鶴見主査。
鶴見主査		ここにつきましては、代理人の方が申請されたのですが、所有者が埼玉在住で、ここを相続した後、全然手が付けられなくなってしまい、原野化してしまったため売買を考えているようです。そのため、非農地判断の申請をしたというような状況です。
川村委員		登記簿は原野なので、もしかしたら、総会案件にかけなくとも現況を直せば済んだのかなという気がしたのですけれども。
大島委員		登記と逆になっているのと違うのではありませんか。今、川村さんが言ったのは、登記上だから、原野だったら変更しても登記上は原野です。だから、書類はあべこべで間違っているのではありませんか。原野だったら、川村委員が言ったように、する必要はないわけだから。農地転用、非農地に申請する意味が分からないという、私もそう思いました。登記簿と同じように、申請受け付けは原野になっているのですか。
鶴見主査		登記簿上は原野になっています。
大島委員		川村委員さんが言ったように、申請する必要がないような気がします。別に、しても構わないけれど。行きつくところは、非農地だったら原野ですよね。それでもやるといえば構わないのですけれど。意味があるのかなというような質問だと思います。
鶴見主査		これにつきましては、現況見直しということで、川村委員さん大島委員さんが言われましたように、税務課で現況確認する方法と、農業委員会総会にかける方法がございます。そんな風な手続きで、これまでやってきたところです。申請があれば受付いたします。
議長		私も確認しましたけれども、登記簿上は原野になっていて、説明するにしても現況が原野になっていたので、どうなのかなと思ったのですけれど。課税地目は畠だったということでお出た案件になります。よろしいですか。
		他に何かご質問ございますか。
		(「なし」の声あり)
議長		それではないようですので、採決に移ります。
		番号1番について、原案のとおり、非農地の判断について妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
		はい、挙手全員であります。
		よって番号1番は、原案のとおり非農地の判断について妥当とすることに決しま

	す。
議長	<p>日程第7、議案第54号「非農地証明願について」を議題とし番号1番について担当委員の報告を求めます。</p> <p>(沼尾委員挙手)</p>
沼尾委員	<p>はい、沼尾委員。</p> <p>私は総会資料5ページ、議案54号の1番を担当いたしました。本申請は、日光市細尾地内において宅地として利用しています。願出人、願出地は資料の通りです。</p> <p>案内図による説明。願出地は、日光市細尾ドームリンクから西へ350メートルに位置しています。</p> <p>公図による説明。登記簿地目は畠、現況は宅地です。</p> <p>土地利用図による説明。現地には願出人と行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。</p> <p>願出地は平成12年11月以前から営業所の建物敷地、及び資材置き場として利用しており、25年が経過しております。</p> <p>空中写真による説明。平成12年撮影の空中写真が添付されており、25年以上宅地として経過しているのが分かります。</p> <p>現地調査の写真による説明。敷地が広くて、線が全部引けていないのですが、これは建物の入り口からの写真になります。こちらが敷地内になります。こちらが南側からになります。もう1枚、これが北側からの写真になっておりまして、建物を囲むように敷地となっております。</p> <p>以上のことから証明することに問題がないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>続いて、現地調査後の検討、協議の結果について、担当部会より報告をお願いいたします。</p> <p>(渡邊委員挙手)</p>
渡邊委員	<p>はい、渡邊部会長。</p> <p>部会で検討いたしましたが、説明のとおりの内容で、非農地として証明することに問題ないという判断に至りましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、担当部会以外の皆様方に、ご意見ご質問等をお受けいたします。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
	<p>それでは、質疑を集結し採決いたします。</p> <p>番号1番について、原案のとおり、証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
福田重委員	<p>はい、挙手全員であります。</p> <p>よって、番号1番は原案のとおり証明妥当とすることに決します。</p> <p>続いて、番号2番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>(福田重委員挙手)</p>
	<p>はい、福田重勝委員。</p> <p>私は、総会資料5ページ議案第54号の2番を担当しました。本申請は日光市瀬尾地内において、駐車場として利用しております。願出人、願出地は資料の通りです。</p> <p>願出地は今市地内、今市第二小学校から東へ約300メートルに位置しております。</p> <p>公図による説明をいたします。登記簿地目は田、畠。現況は駐車場でございます。</p> <p>土地利用図による説明。現地には願出人と行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。願出地は平成12年の空中写真が添付されており、駐車場として利用してお</p>

		<p>ります。30年が経過しております。</p> <p>空中写真、家屋評価証明書による説明。空中写真は平成12年撮影です。家屋評価証明書が貼付され、平成12年には当時の現況であったことが確認できます。</p> <p>以上のことから、証明することに問題がないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議長		<p>それでは、現地調査後の検討、協議の結果について、担当部会より報告お願ひします。</p> <p>(渡邊委員挙手)</p>
渡邊委員		<p>はい、渡邊部会長。</p> <p>これにつきましても、部会で検討いたしましたが、説明の通りの内容で、非農地として証明することに問題ないという判断に至りましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長		<p>それでは、担当部会以外の皆様方のご意見ご質問等をお受けいたします。</p> <p>いかがですか、よろしいですか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長		<p>それでは、質疑を集結します。採決いたします。番号2番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長		<p>はい、挙手全員であります。</p> <p>よって、番号2番は原案のとおり証明妥当とすることに決します。</p>
議長		<p>続いて、日程第8議案第55号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。</p> <p>(鶴見主査挙手)</p>
鶴見主査		<p>はい、鶴見主査。</p> <p>議案第55号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」ご説明いたします。</p> <p>本案件につきましては「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地中間管理事業の推進に関する法律」の基本要項の第6の（1）の規定により、「農用地利用集積等促進計画（案）」を決定するために審議するものです。</p> <p>今月は所有権移転と利用権設定の案件がございます。</p> <p>まず、「所有権移転の案件」になります。総会資料は6ページになります。今月の議案書の件数は2件で面積は1筆で1,879平方メートルとなります。譲渡人、譲受人の住所、氏名、及び土地の表示等は申請のとおりです。</p> <p>次に、「利用権設定の案件」ですが、総会資料は7ページから8ページになります。件数は1件で、面積は15筆で、22,990.00平方メートルとなります。</p> <p>「設定する者（渡人）」「設定を受ける者（受人）」の住所、氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。</p> <p>以上の計画の内容は、「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項」の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願ひいたします。</p> <p>説明が終わりました。ご質問等ございましたらお受けいたします。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長		<p>それでは、質疑を集結し採決いたします。</p> <p>議案第55号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>

議

長

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第 55 号については原案のとおり決定することに決します。

以上をもちまして、本日の総会に付議された案件の審議がすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和 7 年 9 月日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後 2 時 41 分